生徒·保護者 様

兵庫県立伊丹高等学校 校 長 愛川 弘市

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より本校の教育活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、国及び県教育委員会の方針が示されましたのでお知らせいたします。5月8日以降は、これに準じて教育活動を進めさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、5月8日以降に対策等が変更されることがあれば、追って連絡することを申し添えます。

記

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について
  - 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
    - ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
    - ・適切な換気の確保
    - ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時に おいては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
  - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じることが考えられること

- 2 学校における出席停止措置の取扱いについて
  - 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、 「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする
  - 発熱の際は医療機関を受診していただき、医師の判断を仰いでください。 これまでは発熱があった場合、2日目まで出席停止としていましたが、今後はコロナ感染の 場合以外は欠席扱いとします。
- 3 開始期日令和5年5月8日